

質問箇所	質問の内容	回 答
募集要項 8P ③（５）申請書類 キ 直近３年間の法人税、法 人都道府県民税、法人事 業税、消費税及び地方消 費税に関する納税証明書	納税証明書「その3の3」について、e-Taxで申請し電子 データで受領した証明書データを印刷したものの提出でよ いか。	問題ありません。
指定管理者制度における スライド制度の手引き P10-11 （3）スライド 率の算出方法～(5)増額 又は減額を行わない範囲 （±1.5％ルール）	2 年目以降のスライド率は前年の 1 年間の平均値と直近の 1 年の平均値とあるが、スライド率が1.5%未満であった場 合でも、この条件は変わらないか。下記の認識で合ってい るか。 例 2年目の対象経費＝100 2年目（仮100）から3年目（101.5）のスライド率＝1.5% ↓ 3年目の対象経費＝100（変わらず） 3年目から4年目のスライド率＝1.5% 4年目の対象経費＝101.5（1.5%増） (5)項において、「指定期間 2 年目以降においては、2 年 目のスライド対象経費を基準額とし」という記載があるので確認したい。	2 年目以降のスライド率が1.5%未満であっても、スライド率 の算出方法（前年の 1 年間の平均値と直近の同期間の平均 値）の変更はいたしません。また、提示いただいた計算例の 場合は以下のとおりとなります。 例 ○指定期間 2 年目 2 年目のスライド対象経費（基準額）＝100 ↓ 2 年目のスライド率＝1.5% ↓ 2 年目のスライド後の対象経費：101.5 ↑ 基準額の1.5%の範囲のため委託料の増額はせず ○指定期間 3 年目 3年目のスライド対象経費＝101.5 ↓ 3年目のスライド率＝1.5% ↓ 3年目のスライド後の対象経費＝103.0225 ↑ 基準額の1.5%の範囲を超える分の委託料を増額 (3.0225 － 1.5 ＝ 1.5225)